

議案第 6 7 号

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 2 年 2 月 9 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例の一部を改正する条例

さいたま市下水道排水設備指定工事店条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 7 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（責任技術者）</p> <p>第 8 条 指定工事店は、責任技術者（社団法人日本下水道協会埼玉県支部（以下「支部」という。）が実施する下水道排水設備工事責任技術者資格認定共通試験（以下「試験」という。）に合格した者で、支部に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）に登録された排水設備工事責任技術者をいう。以下同じ。）を専属して従事させなければならない。</p> <p>（登録の有効期間）</p> <p>第 1 3 条 責任技術者の登録の有効期間は、登録の日から起算して<u>5 年とする。ただし、登録の日から試験の合格証の有効期限の日までの期間が 5 年に満たないときは、登録の日から当該有効期限の日までとする。</u></p>	<p>（責任技術者）</p> <p>第 8 条 指定工事店は、責任技術者（社団法人日本下水道協会埼玉県支部（以下「支部」という。）が実施する排水設備工事責任技術者試験（以下「試験」という。）に合格した者で、支部に試験の実施を委託している市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）に登録された排水設備工事責任技術者をいう。以下同じ。）を専属して従事させなければならない。</p> <p>（登録の有効期間）</p> <p>第 1 3 条 責任技術者の登録の有効期間は、登録の日から起算して<u>4 年とする。</u></p>

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成22年9月1日から施行する。ただし、第13条の改正は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後のさいたま市下水道排水設備指定工事店条例第13条の規定は、平成23年4月1日以後に効力が生じる責任技術者の登録について適用し、同日前に効力が生じる責任技術者の登録については、なお従前の例による。